

差別なく人権が守られた社会を求めて

—— 日本政府による「市民的及び政治的権利に関する

国際規約」第四〇条に基づく第二回報告・批判 ——

社団法人 部落解放研究所

目次

はじめに

第六条 生命に対する権利

第七条 拷問又は残虐な刑罰の禁止

第八条 奴隷及び強制労働の禁止

第九条 身体的自由と安全

第一〇条 自由を奪われた者の待遇

第二二条 居住、移動及び出国の自由

第二三条 外国人の追放

第一四条 公正な裁判

第一五条 遡及処罰の禁止

第一七条 プライバシー、家庭、通信、名誉及び信用の尊重

第一八条 思想、良心及び宗教の自由

第一九条 意見及び表現の自由について

第二〇条 戦争宣伝及び憎悪の唱道の禁止

第二一条 集会の自由

第二二条 結社の自由、団結権

第二三条 婚姻の自由

第二四条 児童の保護

第二五条 選挙及び公務への参加

第二六条 法律の前の平等・無差別（その①、その②）

第二七条 少数民族の保護

別添一 「わが国の人権擁護機関の仕組みと活動」の問題点

はしめに

一、差別撤廃と人権確立を求めた国連ならびに規約人権委員会の、たゆまない努力に心より敬意を表します。

わたしたちは、部落差別をはじめとする一切の差別の撤廃と人権確立を求めて、一九六八年八月に、日本の地において部落解放研究所を設立し、本年で二〇年を迎えようとしている。

この間、国際連帯活動にも力を入れ、一九七九年六月の日本政府による国際人権規約批准に関しても積極的な役割を果たしてきた。

また、日本政府による国際人権規約の批准後も、ほぼ毎月一回国際人権規約連続学習会を開催し、一九八八年七月で七五回を数える。

とりわけ、毎年二月四日から一〇日まで実施されている人権週間には、大々的な集会を開催し、国連人権センター関係者にも講演をお願いしてきたところである。

また、一九八一年には、国際人権規約を解説したスライドを作成し、国際人権規約の普及・宣伝と具体化に取り組んできている。

また、日本政府による第一回報告書と問題点、さらには

み重ねられていくであろう。」

三、そこで、われわれ民間団体の立場から国際人権規約の内容からみた場合、問題であると思われる点の批判を、本書においておこなった。ただ誠に残念極まりないことであるが、国連には一九八七年一月に提出しているながら、われわれがこの報告書を入手したのは、一九八八年五月も末であったという事実である。(しかも、日本の国会議員が請求しても、政府は報告書の内容を公表しなかったのである。)

そこで、時間的な制約もあり、詳細な批判は不可能であったが、しかし、問題となるポイントを本書においては明らかにしたところである。

規約人権委員の各位はもとより、日本政府の関係者、さらには全ての人々に読んで頂き、参考にして頂きたいと念じている次第である。

四、第六条以降二七条までの実体的規定に関する批判(但し、日本の現状において、特に問題はないと思われる、一一条―契約不履行による拘禁の禁止、一六条―法の前における人としての承認を除く)と、別添一にある日本の人権擁護機関の仕組みと活動についての批判は、以下において、具体的に展開するが、ここでは、第一条から第三条までの基本的問題のみを指摘しておきたい。

日本政府による第一回報告書を検討した規約人権委員会の報告書についても、日本語に翻訳し、多くの人々に紹介した。

二、さて、今回七年ぶりに、第二回目の報告書が出された。この報告書を第一回目のものと比べると、若干の前進がみられる。例えば、前回では、全くといってよいほどふれられていなかった精神障害者の問題や、女性差別の問題、さらには、部落差別の問題やアイヌ民族の問題については、若干ふれられるようになってきた。

しかしながら、全体として、国際人権規約の内容からみて、国内法、制度の紹介にとどまり、日本が改善しなければならぬ問題点が全くふれられていないことは残念でならない。

その点では、日本政府報告書にある次の指摘をふまえた、報告書でなければならないと思う。

「もとより、いかなる国においても人権擁護の面において全く問題がないということはあり得ない。国民が『過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託された基本的人権を擁護するために不断の努力を払う』(憲法第一条及び第九七条)との固い決意を有している我が国においては、今後とも『人権擁護』の目的達成に向けて引き続きの努力が積

五、まず、第一条の人民の自決権に関する規定との関係であるが、この点に関しては、日本政府によって実施されている経済援助の問題がある。なるほど日本政府による海外経済援助は金額的には年々増加の一途をたどっている。しかし問題は、その内容をみると、(a)供与が少なく貸与が多い (b)多国間援助が少なく、日本一国での援助が多い (c)無条件が少なく条件付(例えば日本製品を使用する)が多い (d)開発途上国の民衆の生活向上に直結する援助が少ない、といった問題をかかえている。その点では、開発途上国の民衆の生活向上と人権確立を促進する観点からの援助を増大させる必要がある。

六、第二条にある無差別・平等に関する条文の関係であるが、日本国憲法第一四条においても、一般的に差別を禁止している。

しかしながら現実には、日本には部落差別、在日韓国人・朝鮮人に対する差別、女性に対する差別、障害者に対する差別などが存在している。

そして、これらの差別を積極的に撤廃していくための法整備や施策の実施は、必ずしも十分におこなわれているとはいえない。また、差別や人権侵害があった場合の救済措置は効果的になされるとはいいがたい。具体的には、第六条以降の批判の中で、その問題を展開する。

第三条の男女平等についても、なるほど日本は、一九八五年に女子差別撤廃条約に批准し、一定、国内法を整備した。しかしながら現実には、雇用や教育面での女性差別は今日なおも根強い。その具体的な事例は、一九八七年五月に塩川正十郎文相(当時)が公の場所で「女性は家庭に帰るべきである」と発言したことや、一九八六年秋に中曽根康弘首相(当時)が「女性は『総理に聞く』といったテレビ番組をみても(話の内容よりも)ネクタイの色しか見ていない」といった発言をしていることをみても明らかである。

なお、この問題についても、六条以降の具体的批判の中で紹介したい。

七、前回の報告書が提出されて以降、日本における人権状況を概括したとき、率直にいつて危険な傾向が強まっていることについても指摘しておきたい。

それは、軍備費が突出する一方で人権や福祉、さらには教育に関係する予算は抑制されていることに明確にあらわれている。それだけでなく、戦争放棄、主権在民、基本的人権の尊重、国際協調を基調とした日本国憲法の改悪が与党の運動方針に書き込まれるようになってきている。このことは、また、政府首脳による第二次世界大戦時における日本帝国主義の戦争責任を公然と否定する論調とも軌を一

にしているのである。しかしながらこの道は、単に日本国憲法の否定にとどまらず、国際人権規約を否定し、日本と世界を破滅へとおいやる道である。

われわれは、内外の世論の力によってこの道を歩むことのないように、全力を傾注したいと思っている。

八、日本が進むべき道は、日本国憲法や国際人権規約がさし示している人権確立に基づく平和擁護の道でなければならぬ。そのためにも、国際人権規約の完全批准と具体化、人種差別撤廃条約や拷問禁止条約などの未批准条約の早期批准を達成する必要がある。

おりしも本年は、世界人権宣言四〇周年という、誠に記念すべき年にあたっているが、この世界人権宣言の精神の具体化が、今日ほど求められている時はない。

第六条 生命に対する権利

人の生命は、人間の尊厳に基づき、根源的かつ絶対的なものであり、基本的人権の根幹をなすものである。

日本国憲法も、第一条において「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする」と規定し、さらに、第三条において「何人も、法律

の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない」とするほか、第三六条において「公務員による拷問及び残虐な刑罰は、絶対にこれを禁ずる」と規定し、いわゆる人身の自由を憲法上保障している。

ところが、このような憲法上の保障にもかかわらず、日本においては依然として死刑制度が存続し、最高裁判所も、死刑制度について、それが前記憲法の諸規定に違反するものではないと判断している。

すなわち、今から四〇年もまえに出された最高裁判所大法廷の判決は、死刑について、憲法第一三条は「公共の福祉」という基本的原則に反する場合には、生命に対する国民の権利といえども立法上制限乃至剝奪されることを当然予想している」としたうえで、「憲法第三一条によれば、国民個人の生命の尊貴といえども、法律の定める適理の手続によって、これを奪う刑罰を科せられることが、明らかに定められている」として、死刑の合憲性を肯定し、さらに、憲法第三六条についても、「刑罰としての死刑そのものが、一般的に直ちに同条にいわゆる残虐な刑罰に該当するとは考えられない」と判示し、これが現在でも先例として生きている。

しかし、この最高裁判所の判決においても、その補充意

見の中では、文化と社会の推移の中で国民感情が変化し、死刑が憲法違反となる可能性が認められていたのであり、実際、その後死刑をめぐる様々な問題点が論議される中で、裁判所における死刑判決も激減し、一九七一年以降は年間の死刑確定者が一〇名を切り、数名に止まる運用が続いてきた。ことに一九七九年に至り、財田川事件、免田事件、松山事件と死刑確定者の再審請求においても再審が開始され、その後再審公判で次々と無罪判決が出されるにしたがい、死刑に対する制限的な運用は定着するかに思われた。

ところが、一九八三年、最高裁判所は、犯行時一九才の少年であった者の強盗殺人事件について、死刑適用の一般的基準を示し、東京高等裁判所の無期懲役の判決が軽きに失するとして破棄する判決を下した。最高裁判所が原判決の量刑が軽きに失するとして破棄したのは初めてのことであり、以後、日本では下級審においても死刑判決が急増するという逆流現象が生じている。

そして、昨年には、殺された者が一人でも下級審の死刑判決を維持するという最高裁判所の判決が二件も下されたばかりか、とりわけ、今年になってからは裁判所における死刑判決は急ピッチで増え、五月末までの状況で下級審においてすでに一四件の死刑判決が下され、資料によれば、

死刑確定者三五人を含め現在死刑を言い渡された者が八七人へのぼっているとのことである。また、この六月には、最高裁判所における死刑確定者が今年だけですでに六人へのぼるといふ異常な状況まで生じている。

これに対し、政府の報告書は、一九八五年までの資料で、しかも、死刑確定者だけの資料で、日本における死刑の適用は極めて厳格かつ慎重に行われていると言っているが、現在の日本の実情は前記のとおりである。

しかも、今年になってからの下級審の死刑判決をみても、いわゆる爆弾事件において、本人も犯行を否認し、また、決め手となる物的証拠もないうえ共犯者も特定されないという状況の中で死刑を言い渡した判決や、検察官が共犯者の自由を根拠に死刑を求刑した事件で、共犯者とされた一人が死刑、他の一人が無罪とされた判決など、誤審の危険性の面から、死刑判決のもつ重大な問題点が浮き彫りにされている。

実際、日本の刑事訴訟手続の現実の運用においては、被疑者の逮捕後に捜査官が密室の中で弁護人の立ち会いもなく作成した供述調書が、裁判において最も有力な証拠として取り扱われるなど、被疑者・被告人にとって無罪の推定や弁護の保障が充分になされているとはいえない状況があり、本規約第六条の趣旨が、未だ日本において充分に実施

されていないことは明らかである。

第七条 拷問又は残虐な刑罰の禁止

一、政府報告は、憲法一三条、二六条、三八条一項二項、刑法一九四条一―一九五条、刑事訴訟法二六二条、三一九条一項を掲げ、法規上各種の保障がなされていると述べるのみで、右各法規の現実における運用実態と問題点については何ら具体的に論述されておらず、日々発生している各種人権侵害状況について、それを放置し容認している。

二、本条は世界人権宣言五条に対応するものであり、個人の心身の完全一体性や、人間の尊厳性を保全し防御するためのものであり、右趣旨は「拷問等禁止宣言（一九七五年）」、「拷問等禁止条約（一九八四年）」に具体化されている。

本条違反の事態は、通常考えられる拷問よりもはるかに広範なものであり、その禁止の範囲は、教育目的や懲罰目的により加えられる体罰に及ぶ。また、その対象は刑事被拘禁者のみならず、教育施設の生徒や医療施設の患者の場合にも適用されるものである。政府は、このような処遇が公的機関外の者によってなされる場合であっても法により保護措置を確保する義務を負っている。

三、各種の人権侵害状況

① 捜査機関における暴行や拷問の実態

わが国では、国際的にも例のない「代用監獄」制度が存在し、政府は拘禁二法を制定することによってこれを永続化しようとしている。被疑者は、捜査機関によって身柄を拘束され、二四時間完全にその支配下におかれることによって「自白強要」を強いられている。「代用監獄」制度は、弁護人との接見交通権の違法な制限と相俟って、被疑者を外界から完全に断絶し、深夜に及ぶ長時間の取り調べ、どなたたり机を叩いたりしての脅迫、さらには髪の毛をつかんだり、殴ったり蹴ったりの暴行が日常的に行われ、自白強要の有力な手段となっている。

② 日本の刑事拘禁施設における懲罰制度及びその運用実態は国際人権規約に違反する。

監獄法五九条は規律違反行為を全く特定しておらず、更に些細な事柄をとらえて懲罰を課しており、懲罰権限の濫用がまかり通っている。また懲罰手続に適正手続が何ら保障されておらず、一旦施設側によって違反事実があるとされた場合には、被拘禁者の防御権は全く保障されていない。このように恣意的に課された懲罰の内容は苛酷であり、その中心となる軽屏禁ですら、長時間に及ぶ正座の強要、面会の禁止、発信・受信の禁止、房外及び房内運動の

厳しい制限が課せられる。このような懲罰内容は、一定の姿勢を長時間固定させ、一切の精神的慰安を奪う点で生活面における自由・権利の全面的剝奪ともいうべきであり、人格の全面的否定といっても過言ではない。更に監獄の中では、軍隊のような点呼や行進や裸検身が強要され、防声具、拘束衣等の各種の戒具使用によって死亡事件まで発生している。政府は拘禁二法を制定することによって、このような苛酷懲罰制度を永続化することを狙っている。

③ 指紋押捺制度

日本政府は、国民の広範な反対にもかかわらず、在日外国人にのみ指紋押捺を義務づける制度を外国人登録法の改正で存続させた。この指紋押捺制度は、特に在日韓国・朝鮮人約六八万人を治安管理の対象とするものであり、また「何人も品位を傷つける取扱いを受けない」とする本条に明確に違反するものである。

④ 滞日アジア人労働者に対する非人道的取り扱い

近年、わが国には出稼ぎを主目的として来日するアジア人労働者が急増している。入管法上「不法就労者」の地位にある彼らは、低賃金、賃金不払い、タコ部屋、長時間労働等の劣悪な労働条件下で働かされている。とりわけアジア女性の場合には、人身売買によって入国し、性風俗産業に売られ、売春を強要され、監禁、暴行などの被害を受け

ており、人権侵害の巢くつにも追いやられている。これらは、本条に違反するとともに、女子差別撤廃条約、人身売買禁止条約にも違反するものであるが、政府はこれを容認し、何らの人権救済措置をとらうとせず、恣意的な強制送還をくり返している。

⑥子どもに対する人権侵害

わが国の小・中学校においては、教師による子どもへの体罰が横行しており、日本弁護士連合会による「子どもの人権一〇番」活動にも多くの事例が報告されている。また、近時、合理性や必要性に疑問のある校則の一方的な強制と、それを根拠にした懲罰処分によって、子どもの人権が著しく侵害されている。校則による規制は髪形規制にまで及び、子どもの個性を尊重し、その成長発達権を保障するのではなく、子どもたちを画一化させ管理下に置こうとする動きが強くなり、政府は教師管理を通じてこれを積極的に推進している。

第八条 奴隷及び強制労働の禁止

一、政府報告は、憲法一八条、二七条三項、刑法二二三条、二二六条二項、労働基準法五条、六九条一項、売春防止法七条、一〇条、一二条、職業安定法六三条、児童福祉

法三〇条を掲げ、法規上各種の保障がなされていると述べるのみで、右各法規の現実における運用実態と人権侵害状況については何ら具体的に論述せず、政府による救済措置義務を懈怠している。

二、本条は、奴隷制度の存在や、人を隷属状態におくことが、人間の尊厳と全面的に対立するがゆえに、これを全世界から禁圧する趣旨であり、世界人権宣言四条に対応するものである。一項が奴隷の禁止規定であれば、二項は広い視点に基づき、カースト制などの身分階層社会における下層民の奴隷制や植民地主義による人権抑圧の禁止までを包含するものである。

①滞日アジア女性労働者に対する人身売買・売春の強要

一九八七年に「不法就労者」として摘発された外国人は一、三〇七人であったが、その約六割が女性であり、その九七パーセントがフィリピン、タイ、台湾から来日している。彼女らの殆どが、当初の契約に反して、ホステス、ストリッパー、売春婦として性風俗産業で働かされており、日本は、性風俗産業、特に売春に従事させるために、東南アジアから大量に若い女性を「輸入」している。彼女らの多くは、本国でリクルーターからウェイトレス、モデル等の職を約束されて日本に連れて来られる。しかし、現実は暴力団がらみの日本のプロモーターに売りとばされ、

全国各地の性風俗産業へと送り込まれている。彼女らは、リクルーター、プロモーター、店の経営者から三重三重に搾取され、又日本男性から性の搾取を受けている。契約上の賃金も支払われず、監禁、暴行が日常的に行われ、隷属状態におかれて売春を強要されている。日本政府は、日本国憲法（一三条、一八条、二二条）、国際人権規約（二条、八条）、女子差別撤廃条約（六条）、人身売買及び他人の売春からの搾取の禁止に関する条約等に基づき、滞日アジア女性に対しても、彼女らが不当拘束され、性的自由を侵害され、非人道的な取扱いを受け、人身売買の対象とされることのないよう保障するとともに、人身売買の被害者を救済するための具体的措置を構すべき義務を負っている。しかし、政府は、かかる彼女らに対する人権侵害状況を容認し、彼女らが「不法就労者」であり在日資格がないことを口実に、恣意的な退去強制を行っている。また、人身売買を行った者や売春業者に対する処罰規定が存在するといっても、彼女らは退去強制におびえ、かつ、軟禁状態におかれているため、自分の居場所さえ判らない例が多く、証拠収集が著しく困難であり、実際の救済とはなっていない。

政府は、滞日アジア人労働者に対しても労働基準法、職業安定法等の労働関係法令が適用されるとしながら、彼ら

が「不法就労」であることから、各政府機関に出入国管理行政機関に対し、違反事業につき情報提供することを義務づけている。そして、労働諸法規を雇用主に遵守させ、差別と搾取を防止する義務を懈怠するばかりではなく、積極的に右人権侵害状況を放置し容認している。

②在日韓国・朝鮮人に対する隷属状態

日本政府は、戦前朝鮮を植民地支配し、徹底した同化政策を強行し、朝鮮から労働者を強制連行した。戦後、在日韓国・朝鮮人から「国籍選択の自由」を一方向的に奪い、一片の通達によって彼らを「外国人」とみなし、治安管理の対象とした。現在においても、彼らから指紋を強制採取し、小中学校の教員採用についても、政府自らが、採用しないようにとの通達を出すなど差別政策をおし進めている。日本社会においては、在日韓国・朝鮮人に対する就職差別を初めとする各種の差別が存在しているが、政府は、「単一民族国家論」など排外主義的な政策をとっており、彼らに対する差別を助長し容認している。

③部落差別の存在

日本においては、被差別部落出身者ということだけで就職差別や結婚差別等多くの差別が現存している。しかし政府は、差別からの解放運動に対して、これを犯罪視し、「今や差別は無くなった」として差別解消に向けた諸施策を打

ち切り、差別を容認し、これを温存しようとしている。

④ (1) 滞日アジア人労働者に対する監禁、暴行等を手段とする売春の強要や、タコ部屋への収容と労働の搾取は強制労働といえるものであり、政府は何らの具体的救済措置を執らずこれを容認し、放置している。

(2) 政府は、国鉄の「分割・民営化」を強行し、これに反対する国鉄労働組合に所属する組合員を「人材活用センター」と称する収容所に強制収容し、草むしり、灰皿あらいなどの非人道的労働につかせ、彼らを本来業務から排除した。「分割・民営化」後においても、政府・J R当局は一方的不当配属を強行し、国労組合員を「うどん屋」「売店」等に追いやり、組合つぶしの不当労働行為を日常的に行っている。また、再就職斡旋と称して、五八〇〇名もの国労組合員を「清算事業団」に収容し、何らの労働を与えず、また就職斡旋もほとんど行わず、事実上の解雇をおし進め、彼らを隷属状態に追いやっていく。

第九条 身体 の自由と安全

一、① 第一項について、報告は、憲法、刑事訴訟法を用い、刑事手続については、立法上何ら問題がないとして

来、労働組合、民主団体、革新団体のビラ貼り等の言論・表現活動に対し、軽犯罪法違反(一条三三)、条例違反を口実として逮捕勾留した上、労働組合事務所、団体事務所、の捜索差押まで行うなど、明らかに運動の弾圧を意図したものとしか思われないような事件が相次いでいる。

③ 外国人登録法に關しても、外国人に対して証明書の常時携帯義務が負わされており、その違反に対して二〇万円以下の罰金刑(一八条の二四、一三条一)が科せられることを根拠として、いつでも外国人を逮捕しうる状況にあるため、定住外国人である在日韓国・朝鮮人の著しい人権侵害が恒常的に発生している。

④ 報告は、特に一九八七年九月に精神保健法が精神衛生法の改正法として成立したことを取り上げ、精神障害者等の入院に一層の配慮が加わったものと評価している。確かに患者の同意を前提とする任意入院の規定が新設されたことは一歩前進である。しかし、措置入院については、措置要件の判定基準は法律上明文化されず、厚生大臣が定めることとされ(二八条の二I)、判定をする指定医師所属病院と入院先の病院との分離も明文化されていない。また、不服申立権の実質的保証に不可欠な判定意見書の作成も実現されなかったのである。入院の必要性と保護義務者の同意のみが要件であるため、乱用され人権侵害の結果を招く例

いるが、えん罪事件が見込み捜査→別件逮捕→自白強要→証拠の偽造・隠匿というパターンをとっているという重大な事実を全く無視している。

一九八三年から一九八四年にかけて、免田、財田川、松山のいわゆる死刑再審三事件の無罪がいずれも確定したが、死刑確定判決が再審によって無罪となり、身柄が生還するという例は、日本の裁判史上のみならず世界にもない。この三事件も他の例にもれず、右のえん罪事件のパターンを踏襲している。

別件逮捕によって勾留し、実際は本件の取調べを行なうのであるが、白鳥事件では二年間に六〇名が別件逮捕され、しかもそのうち唯一起訴された被疑者は、二年一〇ヶ月にわたりささいな別件・勾留が繰り返されたという事実がある。

声別事件でも、有利な供述を得るために犯人とされた者の周辺にいた者を軽微な事実を名を借りて別件逮捕・勾留していた。中には二〇〇日間にもわたり拘束されていた者もいる。

仁保事件でも、ささいな別件によって一六三日間も勾留されていた。

② 加えて、警察による不当逮捕の実例が跡を絶たない。とりわけ、一九八二年一月に中曽根内閣が成立して以

も少なくなかった同意入院は、改正法では医療保護入院と規定されたが、指定医の診察が要件に付加されたのみである。患者にとって強制入院であることは措置入院と同様であるから、入院の要件は措置入院と同じであるべきである。また、保護義務者の範囲からは、患者と利害が対立する者は除外するべきである。さらに、保護義務者が選任されるまで四週間を限度として扶養義務者の同意による入院が新設された(三三条II)が、四週間で保護義務者が選任されない場合の処置が不明、期間が長過ぎる等の問題がある。しかも根本的には、患者の人権を保障すべきチェック機関であるべき精神医療審査会が、行政に所属し、知事への諮問機関と位置づけられていること、しかも医師が主体であることから、公正かつ医療行政及び当事者から独立した機関とされていないという根本的な欠陥がある。さらに、定期審査に当って、患者等から意見を聴くことが原則とされていないこと、現行の強制入院患者の数(昭和六〇年末現在で大阪府下に一万九五〇〇人強)に比し、都道府県ごとに最高一五人と審査委員の人数が少ない(一七条の三I)ことなど考え合わせると、定期審査は、殆ど形式的な書面審査にならざるを得なくなる危険性を否定できない。今後とも引き続き改正をもとめていくべき事項が山積みである。

二、報告は第二項については特に触れず、第一回報告では、刑事手続においても行政手続においても本項に接触する法律はないというのみであるが、本項は国連での審議経過からみても本人の理解する言語で、逮捕の理由及び被疑事実が告げられるべきであるとの趣旨を含んでいることは明白である。従って、刑事訴訟法を初め、出入国管理及び難民認定法による收容処分（三九条以下）少年法による同行（一一条―一三条）等各種手続においても原則として、本人が理解する言葉で、身柄拘束の理由を告げるべきである旨、法改正をすべきである。

三、第三項についても報告は特に触れていない。第一回報告でも刑事訴訟法の条文を羅列するのみで何ら問題はないと考えているようである。しかし、本項前段の關係では簡易の事件で、勾留の必要もないのに勾留した上、最初の一日〇日間はほとんど取り調べをせずに勾留延長をするような場合は、**妥当な期間内**といえるかどうかは疑問である。後段の關係では、刑事訴訟法上、いわゆる権利保釈（八九条）にあたらぬ場合は、保釈するか否かは、裁判所の裁量にまかされている（九〇条）ので、まさに「裁判に付される者を拘留することが原則」であるかのようになっている。さらに、権利保釈の除外規定として、逃走防止の見地を取り入れた規定がおかれているが（八九条）これは、積

放に当っては身柄確保のみを条件とすることができると規定している本項に明白に違反する。実際の運用においても、保釈の要件を厳格に解釈し容易に保釈が認められなくなる一方（一九八二年の保釈率は東京地裁で二三・一%、東京以外の全国平均で三二・三%）、保釈保証金が著しく高額となっており（一九八二年の保釈金は、一〇〇万円以上が東京地裁では六一・五%、東京以外の全国平均で四八・五%）、保釈手続に要する期間が必要以上に長くなっていて、まさに原則と例外が逆転している。とりわけ東京地裁では起訴後第一回公判までは保釈を一切認めないという姿勢を打ち出しているとしか言いようなない状態であるとの批判もなされている。

加えて、日本においては、勾留された被疑者については保釈制度は適用されないがこれは、本項後段に違反する。四、第四項についても報告は特に触れていない。第一回報告では刑事訴訟法上は問題はないとし、出入国管理令（一九八一年に改正され出入国管理及び難民認定法と名称変更）又は行政措置に基づく自由剝奪については、人身保護法又は行政事件訴訟法によって裁判所の判断がつけられるので本項に抵触しないとされている。

しかし、人身保護規則四条が、拘束に関する裁判もしくは処分が、法令の定める方式もしくは手続に著しく違反し補償法によれば、無罪判決が確定した場合は、身体を拘束されていた期間、無条件に補償されるが補償金額が一日につき一〇〇〇円以上七二〇〇円以下（四条一）と低額なことに難点がある。これを超える補償を国家賠償法により請求する場合は、請求者が国側の行為の違法性及び故意または過失を証明しなければならぬ。最高裁判所は、芦別国家賠償請求事件において、無罪判決が確定しても、逮捕、勾留はただちに違法とはならないと判示しているが（一九七八年一〇月二〇日）本項の趣旨に照らせば疑問である。無罪とはならなかったが、逮捕又は抑留が違法であった場合にも国家賠償法によらざるを得ない。

逮捕、勾留後に不起訴になった者については被疑者補償規程が適用されるが、この補償の要件は罪を犯さなかったと認めるに足りる十分な理由があるときと定められており、刑事補償法の無罪の裁判を受けた者という要件より狭いことに問題がある上、法務大臣の訓令であって、恩恵的なものにすぎないので、法律化すべきである。

第一〇条 自由を奪われた者の待遇

一、①第一項に関し、報告は第一回報告を援用して、被拘禁者は人道的にかつ人間固有の尊厳を尊重するよう扱わ

ていることが顕著である場合に限り人身保護請求ができる旨定めて請求ができる場合を制限しているのは、本項に違反している。

また、出入国管理及び難民認定法に基づく退去強制令書又は收容令書による外国人の收容に関しても救済は不十分である。強制措置の発動に違法の疑いがあっても被強制者にはこれを徹底的に争う法的機会が保障されていない。なぜなら、退去強制令書が發布されると、入国警備官はすみやかに執行しなければならぬ（五二条三）ので行政訴訟法を提起しても本案判決があるまで強制送還がまたれることは一般的に予想し難い。そのため、退去強制の執行停止の申立を行っても裁判所が必ず執行停止の申立を認容するわけではない。従って、司法救済を実効的にするには、運用上執行停止を原則的に承認すべきであり、さらに進んで、立法的に訴え提起に執行停止効力を与えるべきであるが、その際、退去強制令書布令後一定の期間は、その執行を禁ずるような立法措置を講ずるべきである。そうでなければ、裁判審査の回避を意図したかのようなスピード送還の実例（一九六八年五月二六日柳文卿事件）がある以上、違法な退去強制による人権侵害の救済は空文句である。

五、報告は、国家賠償法、刑事補償法、被疑者補償規程により、本項には抵触しないと考えているようである。刑事

れているという。

②しかし被疑者の身柄は法務省が管轄する拘置所に移されるのが原則である(一条I^④)にもかかわらず、代用として警察の留置場に收容されることが許されている(同条III)ため、今もって証拠の王である自白を強要する手段を捜査機関に与える結果となっている。代用監獄では、今なお、一日一〇何時間も何日間にもわたる取り調べがなされており、しかも暴行、脅迫、拷問の実例は枚挙にいとまがない。捜査機関が被疑者を二四時間、完全に支配下においているので、生理的欲求までが自白強要の手段として用いられる。このような代用監獄の制度は、憲法で保障されている黙秘権を侵害する危険性をはらんだ制度であるのみならず、極めて野蛮な制度であり、本項に違反すると言わざるを得ない。一九七九年の国際刑法学会ハンブルグ大会決議でも、何人も捜査機関の拘束下に戻されるべきではないとして代用監獄を否定している。

③代用監獄制度の弊害は、捜査機関が弁護人との接見を妨害することにより増幅されている。被疑者への弁護人選任権の告知を怠ったり、弁護士は金がかかる、信用できないと嘘をついたりして弁護人選任権を侵害したり、弁護士に対しても、取り調べ中と嘘をついたり警察の執務時間外であるとの理由で面会を拒む外、検察官の恣意的な接見指

定制度により、憲法上保障された自由な接見交通権は空文化しているのが実態である。これらの実態は早急に改められねばならない。

④弁護人と身柄を拘束されている再審請求人との秘密交通権は認められないものとして運用されている。刑務官が立ち合い、接見の内容や状況は克明に記録されている。とりわけ、近時、死刑確定者の場合は、心情の安定を害するおそれのある交通を制約しなければならぬという理由で、外部との連絡が絶たれる状況にあり、弁護人との接見交通も刑務官の立ち合いがなされていて、再審請求を妨げる弊害が強く指摘されている。これらが本項に抵触することは明らかである。

⑤また、監獄においては規律の名の下に奴隷の暮らしが強制されている。軍隊のような点呼や行進、かんかん踊りと呼ばれる裸検身がまかり通り、日常の起居動作にはこと細かな遵守事項がある。二四時間、会話どころか用便さえままならない。看守は、指示違反、暴言、担当抗弁等、ほしいままの理由をつけて懲罰を科しうる。手錠捕縛・防声具・拘束衣等の戒具も使用される。保護房への隔離という懲罰や、防声具の使用では死亡事件も起きている。監獄における懲罰や各種の規律は、本項並びに国連の最低基準規則の趣旨に照らして、全面的に再検討されるべきである。

⑥今回の報告は、刑事拘禁施設における被拘禁者の人権侵害の防止及び救済の制度として、監督・査察制度、不服申立制度、家族・弁護人との接見交通をあげている。しかし、弁護人との接見交通の実態は右のとおりであり、家族との接見交通についても言わずもがなの実態である。その他の制度も、公平な第三者機関がチェックする制度でないために有効に機能していないことは、右に述べたとおり非人間的極まる監獄の実態が端的に物語っている。独立した第三者機関が定期的に査察を行ない、在監者に直接面会して苦情を聞くことも可能な制度が必要である。

⑦なお、今回の報告は、受刑者の改善更生のための効果的な処遇方法を導入する等を目的として、監獄法を全面改正する刑事施設法案に取り組んでいること、代用監獄における被留置者の処遇に関する規定を整備する等を目的として、留置施設法案にも取り組んでいることをあげているが、この二法案は、まず代用監獄を固定化すること、第二に、弁護人の接見交通権を制限すること、第三に受刑者に対し、あくまでも規律や秩序を重視した処遇を行うことを意図したものであり、本項の趣旨に照らし到底認めることができない。

⑧出入国管理及び難民認定法に基づく退去強制処分を前提とする強制收容中の被收容者の取り扱いについては、被

收容者処遇規則がある。面会については所長に許否の権限が与えられており(三三条)、四親等以内の親族に制限されているのはか、弁護士との面会にも入管所長が立ち合っているのが運用の実態である。また、面会注意事項として、できるだけ日本語を話すという定めがあるため、日本語を話せない外国人の面会が打ち切られた例もある。

信書については、所長などが保安上の必要があると認めるときは、通信の発受を禁止または制限しうるし、信書の訂正・抹消のみならず、発受を禁止したものについては没収も可能となっている(三七条)。被收容者の自由の制限は、必要最少限度の原則を逸脱しており、本項に明らかに抵触する。

⑨精神病院に收容されている精神障害者の実態は、NGOの国際人権連盟が一九八四年国連人権小委員会において、センセーショナルに告発したことにより、国際的に批判を浴びることとなり、政府をして精神衛生法の改正を行わざるを得ないところまで追い込むことになった。

一九八二年当時においても、わが国の精神病院在院者は三二万人を超え、うち約九〇％は本人の同意のない強制入院であり、その平均在院期間は五三〇日に及んでいた。なかでも措置入院(知事命令による強制入院)させられた四万人の平均在院期間は二七〇〇日という長さであった。在

院者の約八〇％は鍵と鉄格子に象徴される閉鎖的拘禁状況におかれ、通信・面会の自由もなく、病院長の専制支配下にあった。精神障害者に対する差別を悪用し、利潤追求のために精神障害者をくいにしつめていた精神病院の実態が長い間放置されてきたために宇都宮病院の悲惨なリンチ死亡事件に代表される非人間的な事件は日本のいたるところで起こっていたのである。精神衛生法が改正されて入院は患者の同意が前提とされたとはいえ、引き続き、精神病院の実態については監視を続けていく必要がある。

二、第三項については、報告はわが国の行刑施設における受刑者の処遇の基調は、本項の趣旨と同じであるとし、さらに第一回報告を援用して、監獄法二四條I、二九條、三〇條の規定する作業、教誨、教育のほか、累進処遇制度の採用及び刑法二八條の仮出獄の制度が本項の趣旨にそふものであると言ふ。

しかし、前述したとおり、現在の監獄の中では、何よりも管理と規律の維持が最優先されており、受刑者は自主性を奪われ、管理の客体としてのみ位置づけられている。監獄は専制社会そのものであり、この専制社会を維持する手段として懲罰制度が機能しているのである。処遇制度は、看守への迎合や要領の良さを引き出すのみで、監獄の中に差別と選別の構造を形成している。刑務作業も無賃金労働

で、等級別に作業賞与金が支払われるだけで月額五〇〇円から、せいぜい五〇〇円程度であり、労働中に災害があつても補償金は支払われないことが多い。これで受刑者の勤労意欲の涵養が図られるはずがない。

政府が実現しようとしている刑事施設法案においても、管理強化の思想は払拭されるどころか強化されている。従来の戒具に加えて、新たに拘束台の使用(四二條)や内外に対する武器の使用(四四條)まで認められている。

一方、矯正処遇は受刑者の義務として位置づけられ、懲罰をもって強制することも可能とされている(一三五條④)、強制的な処遇という感を免れない。

さらに開放処遇の要件(四九條二項)や外部通動作業の要件(六七條I)、面会・通信の要件(九六條)も厳格すぎるなど、本項の趣旨に照らせば問題が多い。

なお、右法案は第三者機関の設置を予定していないが、本項の趣旨に照らし、法定化すべきである。

第二二条 居住、移動及び出国の自由

一項 外国人登録法の登録証常時携帯義務について

一、外国人登録法によれば日本に在留する外国人は上陸した日から九〇日以内に外国人登録申請をしなければなら

ず、この登録を行った外国人は外国人登録証明証の交付を受け、一六才未満でない限りこの登録証明証を常に携帯しなければならない。違反した場合は二〇万円以下の罰金という刑罰に処せられる(同法三条一五條、一三條一項、一八條の二、四号)。この規定は永住権を取得する外国人にも適用され、過失も同じく処罰されると解されている。

二、このため、外国人はちよつとした外出においても携帯について神経を使い、遠方に旅行している場合でも不携帯に気がついた時は自宅にまで取りに戻らなければならない。この外国人登録法の規定がB規約一二条一項の移動の自由の制限となることは明らかであるところ、外国人登録については日本人よりも詳細な登録事項について登録原票が作成され役所に保管されている。この上外国人に対してさらに登録証明証を所持させること、あるいはさらにこれを常時携帯させる必要は全く認めがたい。もちろん日本人に対してはこの登録証明証の常時携帯はもちろんのこと、作成についても法律は求めていない。このような外国人登録法による登録証明証常時携帯義務はB規約一二条一項の移動の自由の規定に違反する。

二項 日本人の出国について

一、出入国管理及び難民認定法同法第六〇條は出国する日本人は有効な旅券を所持することを要するとされるところ

ろ、旅券法第一三條は、外務大臣又は領事館は一定の場合には旅券の発給又は渡航先の追加をしないことができることとされている。この場合日本人の渡航は不可能となるので、旅券法第一三條も日本人の出国を制限する規定として検討されなければならない。

二、右旅券法第一三條一項五号は「外務大臣において、著しく且つ直接に日本国の利益又は公安を害する行為を行う虞があると認めるに足りる相当の理由がある者」については旅券の発給を拒むことができるとしている。この制限理由はあまりに漠然として抽象的なものである。B規約第一二条三項において「法律で定められ」ることを要することとしたことは制限理由を法律上明確に規定することを要請するものであるところ、右旅券法の規定はこれに違反するものといわねばならない。なお発給拒否の理由として単に「旅券法一三條一項五号に該当する。」とのみ記載された旅券発給拒否通知書につき、旅券法一四條の理由付記の記載に反するとして発給拒否処分取消を認めた裁判もある(最三判昭和六〇年一月二二日判時一一四五号二八頁)。

二項 登録外国人の出国について

一、B規約一二条二項の出国の自由については、一時的な出国をも含むものであり、またこれは外国人にも適用されるものと解される。ところで出入国管理及び難民認定法

第二六条は再入国の許可の制度を定めている。これは例えば永住権などの在留資格を保有する外国人については、原則としてその再入国許可により定める一年以内の有効期間内に帰国すれば従前の在留資格をそのまま保有したまま帰国することができるとする。そしてこの再入国許可を与えらるか否かについては、法律上要件の定めはなく、法務大臣の自由裁量とされている(同法二六条)。生活の本拠を日本におく永住権取得者は、この再入国許可が得られなければ、現実問題として出国することができない。B規約一二条三項は二項の出国の自由の制限について三項で限定しているが、法務大臣の自由裁量を規定する上記規定がこのB規約の規定に違反することは明らかである。

二、現実に法務大臣は、わが国と国交がない朝鮮民主主義人民共和国国民が母国に一時帰国しようとする場合、外国人登録法第一八条の指紋捺捺義務を履行しない外国人の一時出国その他の場合などにおいて再入国許可を出さず、その一時的渡航を不当に制限している。

三項 定住外国人の帰国について

一、B規約一二条四項は、自国に戻る権利を規定する。

この自国とは国籍国のみならず定住国を含むことは、人権委員会において「自国が国民である国 (the country of which he is a national)」から「自国 (his own country)」

一、本条は、外国人の追放は実体的要件面において法律上の根拠をもたなくてはならないことを定める。各国家は一般に外国人の入国を許さなければならぬ義務を負うものでないといわれる。この原則の延長として、各国家は一旦入国を認めたと外国人に対し国外退去を強制できると解されている。

二、ところで日本に在留し、外国人登録法により登録する外国人の九〇%は、第二次大戦前から日本に在留する朝鮮人・韓国人及び台湾人あるいはその子孫とされている。これらの人々の来日の経過については、戦前日本が朝鮮半島及び台湾を植民地としていた時期に日本人として来日し、そのまま現在の日本国内に居住を続けている人々及びその子孫である。そして日本国は、かれらは、対日講和条約の発効などをもって日本国籍を喪失したものと見なし、国際上の慣行である国籍選択権をも認めなかったものである。現在かれらは日本にとって外国人であるが、一度は日本国籍を有したとされた人々あるいはその子孫であり、しかも来日の時点で当時かれらは外国人としてきたものではない。従って来日時における主権国家の入国の可否の自由を前提とする追放は、かれらには適用しないことになる。

さらにかれらの多くは日本政府によるかれらの意思及び身体を無視した強制連行、ないし強制徴用により来日

に置き換えられた経過からも明らかである。日本国はB規約の署名・批准に際しこの一二条四項については何らの留保や解釈宣言をしていない。従って右の自国についての解釈をそのまま日本も承認したものに他ならない。

二、日本において永住権を取得した外国人等もまた前記再入国許可が得られないため一時渡航が不可能となっていることは前述した。これは一面では日本に定住する外国人の自国に帰国する権利の制限であろう。前記再入国の不許可の理由は何ら法律上も規定されていないものであるから、この制限はまさに「恣意的に」なされたものといわねばならない。さらに再入国の許可が得られないままアメリカに留学した者、再入国許可を得て韓国に留学中に懲役刑の執行を韓国において受け、再入国の有効期限内に帰国できなかつた者等について日本政府はいずれも永住権など従来の在留資格を認めず、新規入国としてのみ認めるとしている。自国に戻る権利は国籍国ないし定住国として戻る権利である。その国籍を否定され、あるいは永続的住居 (a permanent home) を否定されての入国は、自国へに戻る権利を認めたとにならないことは当然であろう。

第一三条 外国人の追放

したものであり、日本国内の炭鉱、工場などで強制労働に服したものである。このような来日の経過を有するこれらの人々又はその子孫を、外国人として来日した一般の外国人と同じように強制退去の対象とするには許されるべきではない。これは国際上の信義則に反するものといわねばならない。

三、しかるに出入国管理及び難民認定法二四条は、上記の朝鮮人、韓国人及び台湾人又はその子孫に対しても一定の事由が存すれば適用されるとする。現にこの規定によつて強制退去がなされた者も相当数にのぼる。上記の朝鮮人・韓国人及び台湾人にこの規定を適用し、強制退去をすることは本条に違反する。

第一四条 公正な裁判

一、公正な裁判を受ける権利は、第一には公正な裁判所の内容、第二には具体的な手続的な点の二点において表れる。

二、公正な裁判所

公正な裁判所とは、司法の独立を体現し市民的常識においても充分理解しえる判断をなす裁判所をいふと考えられ

る。してみれば、日本における裁判所には裁判所の公正さにおいて重大な問題がある。

それは、まず、判決内容について表れているが、最近では、自衛隊合祀訴訟（キリスト教信者の夫を護国神社で合祀したことに対し、自衛隊に慰謝料請求をしたもの）や各種の水害訴訟で、国の責任を容易に認めない行政追隨の判決が相次いでなされており、司法権の独立が空文化しているとの非難がなされている。

右のことは、裁判所の構成と密接不可分であるが、日本においては、裁判所の最高機関たる最高裁判所の裁判官の任免に、主権者たる国民の意思を反映する制度的保障が十分でない。

又、そうして構成された最高裁判所により、下級裁判所の裁判官の管理、統制がはかられ、裁判の独立をより一層空文化しているのである。

すなわち、最高裁の裁判官について、憲法上「国民審査」という制度がある。しかし、この制度では、白票は、罷免しないとの意思と計算され、×印のあるものだけが、罷免を求めるものと計算されるのである。従って、実質上の棄権票が罷免しないという意見と計算されているのである。不合理極まりない制度であり国民の意思は反映しない。それ故、過去にこの手続により罷免された裁判官は存

しない。又、最高裁による裁判官の人事管理は、つい最近なされた大阪弁護士会の調査でも明らかであり、任地・昇格において上に逆らう裁判官を差別し、判決についても「裁判官合同」という名で統一的な方針を最高裁が示し、司法の独立を空文化している。

右の如き裁判官のもとで各判決がなされるため、市民的常識とかけ離れた判決がなされており、それを補うはずの陪審制度は全く行われていない。

三、具体的手続について

(1) 起訴前の問題

最大の問題は、国選弁護人制度が起訴前にはないという点である。日本の裁判において、捜査段階の自由が大きな意味をもっているが、被疑者が自白させられるその段階で、経済的困窮者には弁護人がつかないこととなるのである。

又、弁護人が選任されても、弁護人の自由な接見が許されず、検察官の指定書持参を要求する方式（これで弁護人は、時間を費消する）がなされ事実上の接見妨害と接見回数制限がなされている。

(2) 公判段階

公判での問題は、強力な捜査機関を持つ検察官が、全て

の証拠を弁護人に開示しない点である。検察官は公判前に提出する（従って検察官が取捨選択している）ものしか弁護人に開示しないのである。不公平極まりないものであり、弁護人の弁護活動に重大な制限を与えている。

裁判所は右の検察官の態度を是認している。

又、証人尋問においては、裁判所による弁護人の立証に不当に制限される傾向にある。すなわち、検察官の立証においては十分な時間を与えながら、弁護人の立証については、人数・時間等を制限しているのである。

(3) 自白の強要

日本の刑事裁判での最大の汚点は、客観的根拠で有罪・無罪を判断するのではなく、自白を中心とした捜査活動・公判での立証活動がなされているという点である。

右のことは、日本において冤罪事件が相次ぎ発生していることでも明らかであるし、かつ、裁判所においては長期勾留による自白や黙秘権告知のない自白等についても証拠として排除せず違法性と自白内容が明確な因果関係を有したのみ排除するという判断をして、違法な捜査を事実上容認しているのである。

又、現在、国会に上程されている拘禁二法については、警察署における被疑者の留置を恒常化するものとして、日本弁護士連合会は反対しているにもかかわらず、これが国

会において可決されようとしており、自白の温床が固定化されようとしている。

(4) 少年事件

少年事件は、元来、保護主義がとられ少年の発育にあわせた処置が基本とされている。しかしながら、近時、最高裁判所がモデル試案を示して各地で作成中の「少年事件処理要項」によれば、権力的形式的な側面が強く出てきている（日本弁護士連合会出版物の指摘）。

(5) 再審制度

近時、再審開始決定が相次いでなされているが、再審制度そのものに不備が多く、審理方式も不明確であり、かつ、再審段階での国選弁護人制度はなく、多くは弁護人の犠牲か、日弁連の支援で再審が維持されている。

又、再審段階での被告人の身柄の釈放についての手続が一切存しない。

第一五条 遡及処罰の禁止

一、第二項について

本項が設置された根拠は過去における戦争犯罪を決して免責しないこと、とりわけ、第二次世界大戦のファシズム

を容認しないことを理由とされている。

この条文が法文として正しいものであるかどうかはさておくとしても、前述したこの法文設置の趣旨を逸脱する言動が日本においてはなされている。ここ二～三年の日本の教科書をめぐる記述がそれであり、又靖国神社への閣僚による参拝、更には、奥野発言（日本に侵略の意図はなかった）等に表れている。

第一七条 プライバシー、家庭、通信、 名誉及び信用の尊重

第一七条が保障する権利は、主として、通信の秘密、名誉・信用の尊重、プライバシーの保護の三つに分類される。これらの権利は自由権ではあるが、公法的側面（公権力との関係の問題）だけでなく、民間企業における営業活動における規制・私法的側面についても保護されるべきものと考えられるので、以下第二回政府報告書（以下報告書と呼ぶ）につき、公法的・私法的両側面から、問題点を指摘する。

一、通信の秘密について

報告書は、わが国は憲法・刑法その他諸法によって個人

の通信の秘密は強くこれを保障していると言う。しかし、実態は真に保障されているといえるのであろうか。最近、神奈川県警の公安部が組織ぐるみで共産党幹部自宅の電話の盗聴を行った事件が発覚し、市民に強いショックを与えたばかりである。同種の事件が以前にも問題となったように、公安警察の市民に対する電話盗聴は半ば公然と行われているかの如き感があり、世論の強い批判に拘らず、今日改善された様子が見えない。電話盗聴・電話によらない電子装置による盗聴・種々の特殊技術による写真撮影・録音再生装置等科学的捜査の技術が進歩する中で、警察による恣意的な見込み調査が日常的に行われており、市民のプライバシーは侵害されている。又、一九八五年には、創価学会による宮本共産党委員長宅に対する盗聴事件が発覚したり、同様に興信所の行う盗聴・盗み撮り・尾行等における科学技術も著しく進歩し、これらの機器が日常的に販売されており、もし濫用されるならばプライバシー侵害が日常的に発生する危険性が高まっている。調査・興信所に対する法規制が行われるべきである点は、後に一言する。

二、名誉・信用の尊重

報告書は、刑事法・民事法によって、市民の名誉・信用の尊重は最大限に行なわれていると報告している。しか

し、最近、マス・メディアの異常な発達の中で、取材が個人の私生活の領域にまで容赦なく侵入するようになり、「報道と人権」、報道の自由とプライバシーとの衝突の問題が市民の関心を高めている。特に、写真週刊誌の異常な報道姿勢は、プライバシー侵害とともに個人の名誉・信用・肖像権の毀損として大きな社会問題となっている。報道・表現の自由との関係で扱いに慎重さは求められるが、マス・メディアによる市民の名誉・信用・プライバシーの侵害に対し、市民側により効果的な救済措置が付与されるべきである。

三、プライバシー権の保護

報告書はプライバシーに関し、「近時、私生活をみだりに公開されない権利としてのいわゆるプライバシー権が法的保護の対象とされつつある」と記載するのみで、その対策については具体的に報告はしていない。プライバシー保護対策における政府の施策の遅れは顕著である。今日のプライバシー権は、単に、「私生活をみだりに公開されない権利」としてとらえられるのではなく、「自己に関する情報の流れをコントロールする個人の権利（自己情報管理権）」と解釈されるようになってきている。言うまでもなく、わが国のコンピューターの普及率は、米国に次いで世界第

二位の地位を占めており、国の機関も民間企業も莫大な個人情報をコンピューターに蓄積するようになってきている。例えば、国の一五省庁で、コンピューター処理されている個人データは、一二億件（一九八七年一月）もある。出帰国記録（法務省）、自動車登録・検査（運輸省）、貯金原簿（郵政省）、恩給受給者（総務庁）、納税者（大蔵省）、患者（厚生省）、求職者（労働省）といったものである。地方自治体もこれを上回る情報件数を保有しているはずである。

民間企業も、情報化社会が著しく進行する中で、顧客情報として生年月日・職業・勤務先・学歴・年収・保有資産・趣味・家族構成・クレジット利用履歴等を集めている。調査企業の蓄積実施率二三％、一企業平均一四二万人の情報量（経済企画庁一九八五年九月）があるという。

こうした官・民による膨大な個人情報収集・蓄積・流通に関し、国民の不安と関心は飛躍的に高まっている。プライバシー侵害を理由とする訴訟も増加してきている。

国際的に見ても、一九八〇年九月、経済協力開発機構（OECD）が個人情報データの収集制限から責任の原則まで八原則から成る『プライバシー保護のためのガイドライン』を勧告し、欧米の諸国は、日本とイタリアを除いて、既に保護法を作っている。

国会会で継続審議となった個人情報保護法案は、マスコミや国民から、政府の怠慢を指摘されて、ようやく提案されたものである。この法案は、OECDの八原則にのっとり、情報の開示・訂正権も明示したものと説明されているが、きわめて不十分なものである。最大の問題は、どの省庁にどんな個人情報があるかを、総務庁に一括公示するとしておきながら、「一年以内に消去するもの」とか「職員が単独で作成し、自己の職務の遂行のため使用するもの」等に公示の必要性が無い等、多くの重要な例外を設けたことである。民間企業を持つ個人情報保護規制については関係官庁で研究が続けられているものの、名簿屋・リスト屋に対する規制も含め、法規制についてはきわめて消極的であり、先進諸国に比して、怠慢との批判を逃れ得ない。ローン・クレジットの利用に関する個人情報機関の法規制問題についても、同機関が、今日五、六〇〇万件もの個人情報登録しており、誤情報の登録・濫用の危険性等の問題を数多く指摘されながら、目下、立法化については消極的である。

一九八五年、住民基本台帳の一部改正が行われ住民票の公開に一定の制約が加えられたものの、最も直接的に市民のプライバシー侵害や部落差別を助長する恐れのある探偵・興信所の法規制問題は今は全く手付かずのままである。

した地域における「大日本帝国」の象徴であったし、国内においても、軍国主義で国民を統合する象徴の役割を担った。ことに、第二次世界大戦において、日本国内において唯一の地上戦の舞台となった沖繩においては、この「日の丸」のもとに、非常に多くの非戦闘員である一般民衆が犠牲となった。従って、「一般民衆にとって見れば、「日の丸」は、「国旗」であること以上に侵略戦争の象徴の意味が強い。

また「君が代」についても、その歌詞は、過去の侵略戦争の最高責任者であった「天皇」を礼讃する内容となっており、これも、軍国主義により国民を統合する一つの象徴の役割を果たしてきたものである。

このような意味で、わが国においては、第二次世界大戦後から、軍国主義に反対する意味で、「日の丸」を掲揚すること、「君が代」を斉唱することに対し、多くの国民が反対してきた。即ち、わが国における「日の丸」の掲揚、「君が代」の斉唱の問題は、ドイツになぞらえば、現在において、「ハーケンクロイツ」を掲揚することに等しい問題なのである。

ところが、近年になり、政府文部省は、各学校において、「日の丸」の掲揚と、「君が代」の斉唱を、学校の教員と生徒に強制する政策をとりつつある。ことに本年十二

大阪府では興信所条例が制定され業者の届けを義務付ける等、一定の前進があったが、より根本的解決のためには開業規制・業務規制・刑事罰も含めた調査・探偵業法の立法が急がなければならない等、わが国のプライバシー保護関連諸法の早期整備が望まれる。

第一八条 思想、良心及び宗教の自由

一、思想及び良心の自由について

確かにわが国の憲法一九条においては、「思想及び良心の自由はこれを侵してはならない」と定めている。しかし、現実にはこれに反する事実が存在する。

その一つが、「日の丸」の掲揚、「君が代」の斉唱が、学校において強制されている事実である。わが国の国旗及び国歌は、憲法においても他の法律においても全く定められていない。ただ慣習として国旗に「日の丸」が、国歌に「君が代」が用いられてきたにすぎない。そしてこれらのことが社会的に問題とされているのは、「日の丸」も「君が代」も、かつての日本の軍国主義と密接に結びついている歴史的事実があるからである。

第二次世界大戦においては、「日の丸」は、日本が侵略

月からは、「学習指導要領」において、明文で定めて全国的に強制しようとしている。これまでも、こうした文部省の方針にそって、多くの学校において、これらが教員、生徒に強制されてきている。そして、これらに対し、軍国主義の復活に反対する、戦争に反対する、という立場でこれらの強制に従わなかった教員、生徒が、学校当局から処分されるという事件があいだいでいる。これらの事実が、軍国主義、戦争の象徴に反対する、という個人の思想、良心に対する、明らかに干渉であり、自由に対する侵害である。

二、「宗教の自由」について

「宗教の自由」については、わが国の憲法二〇条において、「信教の自由は、何人に対してもこれを保障する」と定めていることは事実である。しかし、明白にこれに反する事実が現在においても存在する。

この事実には次の様なケースである。一九六七年一月、ある自衛官が、公務中交通事故により死亡した。その妻は、クリスチャンであったが、夫の遺骨を郷里の教会に納骨した。その後、自衛隊の係官が、その死亡した自衛官を「護国神社」に合祀するとして、その妻に関係書類の引き渡しを要求した。しかし、その妻は、自己の宗教的信念に反する、としてそれを拒否した。これに対し、自衛隊の外郭団

体が、その妻の意志を無視して、護国神社に他の殉職自衛官と共に合祀した、というケースである。

これに対し、その自衛官の妻は、自己の信教の自由が侵害されたとして、国と自衛隊の外郭団体に対し、損害賠償等を求めて訴訟を提起した。

これに対し、第一審裁判所は妻の主張を全面的に認め、国等が控訴した第二審裁判所でも、妻が勝訴し、自衛隊の行為は信教の自由を侵害するものであることを裁判所は肯定した。ところが、一九八八年六月一日、最高裁判所は、この事件について、第一、二審の判決を破棄し、自衛隊の行為は、信教の自由を侵害するものではない、として、国側の勝訴の判決を言い渡した。最高裁判所の判決であるから、これ以上審理を求めることは不可能であり、裁判の上では、国の行為が正当であったとして、そのことが確定してしまった。しかしながら、この事実が、実質的に信教の自由を侵害するものであることは、明白であり、この最高裁判所の判決に対しても、大きな国民的非難がなされた。そして、現在でも、妻の意志に反してその夫は、護国神社に合祀されたままである。

わが国においては、非常に数多くの宗教が信仰の対象となっている。しかし、その中でも、伝統的に、「神道」が特別の扱いを受けているのが実情である。例えば、公的機

関が、建物を新築する際に行われる儀式である「地鎮祭」を行う場合、「神道」に則って行われても憲法に違反しない、とされているし、また、東京の靖国神社にわが国の閣僚が公的立場で参拝することも毎年の様に行われている。こうした「神道」優遇の実情は、単にひとつの宗教が特別扱いを受けている、という問題に止まらない。「神道」が、過去の軍国主義の思想的な支えであったことから、これらの実情については、多くの国民から批判されている。にもかかわらず、わが国においては、「神道」「神社」が現在においても特別の扱いを受けており、反面、前述の自衛官の合祀事件の様に他の宗教の自由が侵害されるという事実が存在している。

第一九条 意見及び表現の自由について

一、表現の自由の保障

①政府報告はB規約一九条二項はわが国憲法二一条において保障されていると言う。

しかし、B規約一九条二項と憲法二一条の文理を比較すれば、憲法二一条には規約一九条二項に言う「あらゆる種類及び考えを求め受ける自由」については欠落している。もっとも近時の学説は憲法解釈として、表現の自由の

前提として正確かつ豊富な情報が国民一般にあまねくもたらされる必要があることから「知る権利」を基礎づけ、さらには巨大化したマスメディアのみが情報収集しえても、それだけでは国民の「知る権利」が充分でないことからそれを実質化するために「マスメディアへのアクセス権」が主張されているが、いまだ憲法上完全に確立までには至っていない。

②したがって「知る権利」「アクセス権」といっても、その権利を具体的にどのように実現していくかについては法制度がなく（一部地方自治体で情報公開条例があるくらいである）その保障は極めて不十分である。

二、表現の自由の制限

①政府報告によれば表現の自由の制限は必要最小限のものであるとして制限例を列挙する。

この中で一番問題のあるのは選挙運動規制である。選挙の自由は民主主義社会の成立と密接な関連がありその制限は必要最小限のものでなければならぬが、わが国の公選法は必要以上に選挙運動の自由を規制している。例えば、選挙情報交流のための戸別訪問は全面的絶対的に禁止されている。その理由とされるところは、戸別訪問は様々な弊害を生むというものであるが、果たしてどのような弊害が

あるのか、また、戸別訪問によって本当に弊害が生ずるのかについて必ずしも定かでなく、全面的絶対的禁止にしていることにかんがみても必要以上に不当に規制しているといわざるを得ない。他に公選法は、文書図面の頒布の枚数制限（一四二条）、新聞紙、雑誌の報道、評論についてはその自由を有するその新聞紙、雑誌は一定の条件を具備したものに限られる（一四八条）等種々の規制をしている。これらについても戸別訪問全面禁止同様必要以上の規制といわざるを得ないものである。

②また、本来は表現の自由を制限するための法令でないにもかかわらず、現実の運用の結果、表現の自由を制約しているものがある。

公安条例、道路交通法による集団行進の規制、屋外広告物法によるビラ貼り規制などがその例である。これらは、公共の安寧保持、あるいは景観保護が目的とされるが、現実にはこれらの目的をこえて必要以上に表現の自由を規制しているものである。

③さらに、わが国の教科書は文部省の検定を受けなければ教科書として発行できないが、これが検閲にあたるおそれ大きい。しかもその検定の内容は、日本史の教科書において、先の戦争における日本軍の「侵略」を「進出」と書き改めさせて国際的非難を受けた例からわかるように非常

に問題のあるものが多い。

三、事実上の規制について

①法律上表現の自由が保障されていることと現実にも表現の自由が全うされていることは別問題である。

わが国では、反天皇制的表現をすれば、右翼等からの種々の脅迫、イヤがらせが表現者に対して行われることはよく知られている。

これは、表現への「干渉」に対する規制が有効になされていないために生じている事態である。そのため、反天皇制的表現については十分な表現の自由があるとはいえない。

②さらにマスメディアにおいて「干渉」を先取りして「自主規制」しているという問題も生じてきている。

四、放送法について

①放送法が政府報告の通りの規定をしていることは事実であるが、そのことと現実の放送が、法の理念どおりになされているかどうかは別問題である。特にNHKについては経営委員会を通じて経営権・人事権が政府の監督下にあることから、政府批判的な放送は「自主規制」をしているとの批判が絶えず、古くは一九八一年二月のロッキード事

件五周年「NC9」放送中止事件、近くは一九八八年三月の間接税世論調査結果放送中止事件が起っている。

五、国家秘密法について

一九八五年に国会に上程された国家秘密法案は秘密保護の名のもとに広く表現を規制するものであった。即ち、出版、報道等表現の全てに渡って適用除外なく幅広く規制するものであったため、広範な反対運動が起って廃案となった。近時修正案の提出が予定されているが、依然として広く表現を規制することには変わりなく、同法案が成立すると表現の自由は大きく制約を受けるものとなる。

第二〇条 戦争宣伝及び憎悪の唱道の禁止

一、二〇条は、戦争宣伝と差別煽動を禁止した条文であるが、これに関する日本の問題点は、この二〇条を受けた、具体的な国内法が整備されていないことである。この点に関して、日本政府の報告書では、「日本国内では、差し迫った危険性がない。もし、そのような事態が生じれば、表現の自由を十分考慮しつつ立法措置を検討する」とのべている。

二、しかしながら、われわれがみたところ、日本の現状

は、極めて憂慮すべき状況にあるといわねばならない。

一項の「戦争宣伝の禁止」についてみれば、政府閣僚の中にすら、第二次世界大戦における日本帝国主義の戦争責任の見直しを求める見解が、公然と主張されてきている。

例えば一九八六年七月には、藤尾正文文部大臣(当時)が、朝鮮の植民地支配や南京の大虐殺を否定する発言をおこなっている。また、一九八八年四月には、奥野誠亮国土庁長官が、南京大虐殺を否定する発言をおこなっている。

当然のこととして、これらの発言に対して、内外の世論の強い批判が生じ、藤尾文相は罷免され、奥野国土庁長官は辞職を余儀なくされた。しかし、警戒しなければならぬ点は、これらの発言は、個人が偶然に行ったものではないと言ふことである。これらの発言を支持する右翼的な潮流が形成されてきている。

「戦争宣伝の禁止」との関係で、さらに警戒しなければならぬ点は、右翼が、宣伝カーやステッカーなどで、公然と「ポツダム宣言」の否定を主張していることであり、日本政府や関係当局が、これらの宣伝を放置していることである。

以上、ごく簡単に紹介した状況を直視すれば、二〇条の一項は、日本国内において速やかに具体化され、整備されなければならない。

三、次に、二〇条二項の「差別煽動の禁止」に関する問題を検討する。

この項に関しても、日本政府の報告書とはちがって、「差別煽動」の危険性は強まっている。

例えば、一九八六年九月、中曽根康弘首相(当時)が、講演会の場で、アメリカにおける黒人やメキシコ系の人々を差別し、国際的な問題になったことは記憶に新しいところである。なお、中曽根首相は、この差別発言を弁解する中で、日本が単一民族国家であると主張することにより、日本における先住民族としてのアイヌ民族の存在を否定するという問題をも引き起こしている。

さらに、差別煽動に関していえば、一九八〇年以降、部落民や在日韓国・朝鮮人に対する差別落書や差別投書、いやがらせ電話などが増加してきている。その中には、「部落民を毒ガス室に入れて皆殺しにせよ」とか「朝鮮人は日本から出ていけ」といったものが含まれている。このような、ファシズムの再来を想起させるような事態が生起しているにもかかわらず、日本政府や関係当局は、適切な措置を講じていない。

このような状況を踏まえるならば、二〇条二項についても、速やかに国内での具体化をはかり、国内法を整備すべきである。

四、われわれは、規約人権委員会が、一九八三年の第一九会期で採択した「二〇条に関する一般的性格を有する意見(一一)」を全面的に支持するものであり、日本政府が、これを尊重することを要請するものである。とりわけ、「意見」が、「第二〇条が十分に実効的なものとなるためには、同条が定めるような宣伝及び唱道が公の政策に反することを明らかにし、かつ、違反があった場合には適当な制裁を定める法律が存在するべきである。それゆえ、当委員会には、そのようなことを行っていない当事国は、第二〇条に含まれている諸義務を履行するために、必要な諸措置をとるべきであり、また、当事国自らがそのような宣伝又は唱道を行うことを慎むべきであると考えられる」と指摘している点を尊重することを要請するものである。

五、なお、日本国憲法は、第九条で、戦争の放棄、軍備及び交戦権を否定している。また、第十四条では、法の下の平等を定め差別を否定するとともに、第二二条では、自由・権利の保障とともにその濫用の禁止を定めている。こうした日本国憲法の精神を踏まえても、二〇条の速やかな具体化がはからねばならない。

第二一条 集会の自由

の使用は多少は交通に影響を及ぼすものであり、「交通の妨害となるおそれ」を理由に集会が不許可とされれば、集会の全面禁止がなされる危険性もある。都市公園を利用した集会については、基準も示さずに事前許可制がとられている。

三、以上に加えて、集団行動の規制については、地方公共団体において条例を定めて、更に規制を強化しているところも多い。これは、「集団行進及び集団示威運動に関する条例」(いわゆる「公安条例」)として、多くの都道府県や都市で制定されている。その内容は、もっぱら「公共の安全」を確保するとの建前で、集団行動について、事前に警察、公安委員会への届出を義務付け、あるいはそれらの許可を必要としている。

そして現実には、当局が許可をなす場合に、例えば、集団の形態(行進の列の数やひとつの隊列の人数等の制限)、集団行進の方法(フランス式デモや渦巻きデモの禁止等)、集団行進の場所・経路についての細かい条件が付される場合が多い。過去、実際にデモが不許可になった事例も多い。

この公安条例による規制が、憲法上の「集会の自由」に反するとして、裁判の上でも問題にされたケースは多い。いくつかのケースで、最高裁判所は公安条例による規制は

一、わが国の憲法二一条は、「集会・…その他一切の表現の自由は、これを保障する」と定めている。しかし、一方で、国民が集会をなそうとする場合、法的に制限が課せられている。また、法的に承認された集会においても、集会の現場で、多くの警察官により事実上集会を妨害する行為がしばしば行われている現状がある。

二、わが国においては、国民が公の道路や公園を利用して集会を行うおうとする場合は、事前に行政当局の許可が必要とされている。

道路の使用にあたっては、道路交通法において、公園の使用にあたっては、都市公園法という法律によって、事前許可制が定められている。そもそも、公的施設を利用するにあたって許可制がとられていることが問題であるが、更に問題なのは、その許可基準が極めて漠然としていて、不明確であることである。許可基準が不明確であるということは、行政当局の恣意的な解釈により、本来許されるべき集会が禁止される危険性を含んでいる。

まず道路の使用許可については、「交通の妨害となるおそれ」があれば、原則として、行政当局はその使用を不許可とすることができる。わが国においては、特に都市部においては、多数人が参集できるスペースに乏しく、道路を使用する集会の必要性は大きい。また、道路

憲法に違反しない、との判決を下している。しかし、その理由として「多数人の集合体の力は、時に興奮、激昂の渦中に巻き込まれ、甚だしい場合には一瞬にして暴徒と化する」と指摘し、集団行動そのものが危険という考えが基本となっている。この考えは、本規約二一条の「民主的社会において必要なもの以外のいかなる制限も課することができない」との基準とは相いれない考えである。

四、更に問題なのは、こうした、集会に対する法的規制に加えて、現実には集会が警察力により規制されている事実である。

集会が、ごく平穩に行われる場合においても、通常、ヘルメット、盾等の装備を整えた警察機動隊が、多数で集会や集団行進を規制している現実がある。

まず、集会に参加しようとする人々に対し、その集会の入り口に重装備の警察官が並び、一人一人をチェックする場面がある。そのチェックの方法は、その集会参加者のカバン等の所持品の内部を検査するという方法である。これは、もちろん違法な行為であるが、集会参加者がこれに抗議しようものなら、周囲の警察官にとり囲まれ、場合によっては、暴行を受けることもある。これは、明確な犯罪行為であるが、証拠を確保することが困難な為、事実上その責任追求は不可能に近い。こうした警察官の行為は、一般大

衆が集会に参加しようとする行為を、事実上妨害する役割を果たしており、前述の法的規制以上に重要な事実である。

また、集団行進においても、時には、参加者を上回る多数の機動隊員が並進規制することが多い。他から見れば、機動隊員が行進しているように見えることさえある。そして、集団行進の際にも、規制にあたる機動隊員が、何ら違法行為がないにもかかわらず、行進参加者に対し殴る、蹴る等の暴行を、陰湿に加える場合もある。

更にまた、全く必要もないのに、集会や集団行進参加者を、警察官が写真撮影することも多い。これも、明白な違法行為であるが、公然と行われている。

五、その他に、ある労働組合の全国集会の開催が妨害される、という事態がここ数年続いている事実がある。

これは、わが国の教職員で組織された労働組合である、日本教職員組合の全国大会が、毎年、右翼団体の妨害により、その開催が妨害されるという事実である。大会は、毎年、場所を変え、全国各地で開催されているが、その予定された所には、開催予定日の前から全国から右翼団体が集合し、その場所を混乱に陥れ、事実上開催を不可能にする場合もある。その右翼団体の嫌がらせにより、その予定地の宿泊施設はその利用に難色を示すこともある。更に、集

会の予定されている公的施設が、混乱を恐れてその大会の為の使用を認めないという態度にでる事もあった。

この事実、直接には、右翼団体による、集会の妨害であるが、間接的に、公的機関がこれに手を貸している側面も強い。

この労働組合の集会に対する妨害行為は毎年の様に行われているが、これ以外にも、例えば、弁護士会の「国家秘密法に対する反対集会」等に対しても右翼団体が妨害をなす等の事実も発生している。

この様に、最近わが国においては、政府の政策に批判的な趣旨の集会や集団行動に対しては、様々な形の妨害がなされる傾向が強くなり、憲法が遵守されているとは言いがたい。

第二二条 結社の自由、団結権

一、結社の自由については、わが国の憲法二二条が保障規定をおいているのは事実である。

しかし、わが国の法律の中には、結社そのものを禁止することを定めた法律が存在する。「破壊活動防止法」がそれであり、その中で、「暴力主義的破壊活動を行った団体」に対して、解散を命じることができると規定されている。

この法律の表現からすれば、本規約二二条二項の「民主的集会において必要な」「制限」に該当するかの如くであるが、必ずしもそうではない。即ち、「暴力的破壊活動」の中には、いわゆる「内乱罪」に該当する様な行為に止まらず、その行為を「教唆」「煽動」する行為も含めてい

からである。この「教唆」「煽動」という意味が非常に曖昧で、解釈が広げられる危険性がある為、この法律の制定過程から大きく問題にされた。解釈が広げられれば、時の政府に批判的な宣伝活動が、「暴力主義的破壊活動」に該当するとされる危険性があり、反政府団体が結社の自由を奪われる可能性があるからである。

二、本規約の本条一項では、「労働組合を結成し及びこれに加入する権利」が保障され、同二項では、「軍隊及び警察の構成員に対して合法的な制限を課すことを妨げるものではない」と規定されている。

これによれば、軍隊及び警察の構成員以外は、労働組合を結成し加入する権利を有するのであるが、わが国においては、消防職員については、労働組合を結成することは保障されていない。これは、明らかに、本規約に違反するものである。

三、本条項に関して、現実にはわが国において問題となっているのは、形式上、労働組合を結成し、加入することが

認められながら、現実にはそれが保障されていない事実である。

わが国の企業においては、欧米諸国と異なり未だに終身雇用制が支配的である。従って、各企業毎の企業別労働組合が多く、また、中小企業においては、労働組合自体が存在しないことも多い。産業別の横断的労働組合が支配的な欧米諸国とは大きく異なる点である。わが国のこうした傾向は、使用者と厳しく対決する労働組合の運動は非常に困難となる傾向にある。

そこで、労働者が、「自己の利益の保護の為に」労働組合を結成しようとしたら、また、使用者と厳しい対立関係にある労働組合に加入することについては、使用者は、非常に嫌悪する傾向にある。そこで、多くの民間企業においては、会社の方針に迎合的な労働者は、賃金や、地位において優遇され、そうでない労働者は、労働組合を結成すること、あるいは労働組合に加入することについて、様々な妨害を受けている。例えば、賃金において格差をつけたら、昇給を遅らせたりという嫌がらせがなされる。また、時には、使用者あるいはその意を受けた管理職が、労働者に対して露骨に労働組合を結成しないように、あるいは、労働組合に加入しないようにという働きかけをなすこともある。

わが国の労働組合法は、こうした使用者の行為を「不当労働行為」として禁止しているが、中小規模の企業が圧倒的多数を占めているわが国においては、こうした使用者の行為が、表面に現れることは少ない実情にある。しかしながら、こうした本条に反する事実は現実には非常に多い。

四、最近、この問題についてわが国において、非常に象徴的な事実が存在した。

それは、「国鉄労働組合」についての事実である。

わが国においては鉄道は、有史以来、国有鉄道とされてきた。そして、そこで働く労働者がいくつもの労働組合を結成していた。その中で、最も規模の大きな労働組合が「国鉄労働組合」であり、二〇万人以上の労働者を組織していた。ところが、この日本国有鉄道が、一九八七年四月一日から、いくつもの民間会社に分割されて経営されるという状態に変更されるという事態を迎えた。

これを機会に国鉄の最大の労働組合であった国鉄労働組合に対し、使用者側が、非常に厳しい攻撃を加えた。国鉄の「分割民営化」を機会として、最も使用者に厳しく対立してきた労働組合を経営者に都合の良い様に変革しようという動きであった。

具体的に行われた行為は、実に多岐にわたる。その典型例は次のようなものである。

例えば、何十年も列車の運転をしてきた熟練運転手に対

し、ただ、国鉄労働組合員であるという理由だけで、列車の乗務をはずし、線路の草むしりの仕事につかせる、というような事実が多く発生した。他に、やはり、列車の運転手や、あるいは検査技師を、国鉄労働組合員であるというだけで、それまで全く経験のない、駅構内のうどん店で働かせたり、駅の売店で販売員をさせたり、露骨な差別的扱いをしている。また、その組合のバッジをつけているというだけで、賃金の一部をカットされている事例は多い。

この様な事実は、現在においても、堂々と継続して行われている。その結果、国鉄労働組合員は、現在では、約四万人に減少した。

この事実は、明らかな労働組合の結成、加入に対する侵害行為である。

第二三条 婚姻の自由

第二次大戦後新しく誕生した日本国憲法は、婚姻や家族制度が個人の尊厳と男女平等の原理に立脚すべきものであることを明らかにした。

この趣旨を受けて、男系中心主義であった家族制度や妻の無能力者制度に代表される旧家族法は全面的に改正さ

れ、現行家族法は基本的には男女平等の理念にそうものとなっている。

しかしながら、戦後の急激な改革と、その後の家族状況の変化、女性の職場進出、人権意識の浸透、そしてさらに国際的な人権の高まり、とりわけ女性差別撤廃条約の誕生（日本一九八五年批准）などの諸状況に照らすと、決して十分なものとはいえなくなってきた。

このような視点から、今日さらに突っ込んだ検討と見直しが求められている点をあげると次の通りである。

一、婚姻年齢の男女差

民法上、一定年齢に達した男女がその自由意思で婚姻できることは保証されている。

しかし問題は、男一八歳、女一六歳という男女差である。男女差が設けられた理由は、女性の場合、妊娠可能という身体的成熟度と、女性は家庭生活が中心であって教育や職業訓練などが必要がないという考え方に根ざすものである。婚姻は男女双方の独立した人格の結びつきであり、また独立した家庭生活を営みうるだけの精神的、経済的能力が必要である。婚姻年齢に男女差を設けることは根強い性的役割分担を合理化し固定化にもつながるものであり、速やかに解消されなければならない。

夫婦は婚姻のとき、夫または妻のいずれかの氏を選択し、同じ氏を称するものと決められている。

問題は、妻の九八迄までが夫の氏に改められている実態である。旧家族法時代の男系を中心とする「家」制度のもとでは、氏を「家」の呼称とし、その家族員はすべて同じ氏を称するものとされた。したがって、婚姻によって妻は当然のこととして固有の氏を捨て夫の氏に改めさせられた。今日の実態はこうした旧家族法時代の考え方が根強く支配し、女性に氏の変更を余儀なくさせているものである。ことに女性の働く機会が増え、婚姻年齢も高くなった今日では、未婚の時代に使用していた氏を婚姻後も使えないことによる不便さ、不利益が多くの女性から指摘されている。

三、差別を助長する戸籍制度

わが国に特有な制度として戸籍制度がある。これは夫婦及びこれと氏を同じくする子を一括して戸籍法に登録し、出身地や続柄を掌握する制度である。この戸籍制度は旧家族法時代の「家」制度を守る法体系の一貫をなしていた。今日制度の趣旨は変わったものの、戸籍制度に根ざした差別

意識は依然として解消されていない。結婚の際には、当の本人よりも戸籍を背景にした「家」、つまり血筋や家柄が重視される。また、戸籍を一覧すれば、離婚歴、嫡出子か非嫡出子か、実子か養子か等の身分関係が一目瞭然である。こうした戸籍の記載は、結婚や就職の際の差別扱いをもたらず根強い温床となっている。

なお、わが国には戸籍制度とは別に住民登録制度がある。これも戸籍と同じような取扱いがされている。最近の話として、婚姻外の子について非嫡出子をあらわす記載がされていたため（夫婦間の子の記載は、出生の順番に「長男」「次男」あるいは「長女」「次女」と記載されるが、婚姻外の子については単に「子」という記載をする取扱い）、親から差別的取扱いだとしてその是正を求める訴えが裁判所に提起された。

四、女性だけにある再婚期間の制限

女性は前婚の解消・取消の日から六ヶ月を経過しなければ再婚できない。この制限はもともと父子関係の混乱を防止するためのものとされているが、前婚による懐胎がありえない場合、例えば夫が行方不明とか獄中にあるような場合には、この制限は不要ではないかという点、また、懐胎中かどうか、優生手術を受けて生殖不能かどうかなどは今

日の医学では十分証明可能だという点である。そうだとすれば、女性にのみ再婚期間を設ける制度上の重要性は乏しい。「貞婦は二夫にまみえず」といった旧法時代の封建的倫理感を払拭するためにも廃止の方向が検討されるべきである。

五、夫婦の財産関係の不平等

わが国の民法は夫婦別産制を採用している。この原則は、夫婦の人格の独立制を財産上にも反映させたものであるが、専業主婦や共働きでも妻の収入は格段に低いため、実質的平等の実現とは程遠い状況にある。

離婚の際は財産分与の規定があるが、夫婦別産制の仕組みと妻の家事労働が正しく評価されないため、公平な財産精算は行われていない。こうした問題を是正するため、従来から共有制への改正論議が盛んである。また少なくとも婚姻生活に必要とされる住居や家財に関しては、名義のいかんにかかわらず、一方配偶者の同意なしには処分できないものとするなど法的にも検討されなくてはならない。

なお、離婚の際の財産分与は、妻の取得分は平均三〇〇万円から四〇〇万円程度。子の養育費は子一人平均三万円、二人で五万円である。妻が全子を引取る離婚が多いこ

と、離婚後の就職の道は非常に難しいこと、公的扶助が十分でないことなどを考えると離婚後の母子の生活は非常に困難な状況であるのがわが国の実状である。

第二四条 児童の保護

一、政府報告書は単に法律の羅列のみで、児童の実態には何ら触れるところがない。児童に関して、今わが国で一番問題であるのは、①児童福祉政策の大幅な後退と、②児童に関する人権破壊の現実である。

二、児童に対する福祉対策の後退

わが国の児童福祉対策で特徴的な点は、児童に対する親の責任を強調し、国の公的責任をひたすら軽減しようとする方向にあることである。乳幼児をもつ働く母親は今日五〇％を超えているが、これら母親の一番の悩みは子どもの保育である。「近くに保育施設がない」「保育料が高くて入れない」というのが現実の姿である。国際比較では、保育所の数は日本が一番多いとされている。しかし、一九八六年以降、幼児人口の減少を口実にして公立の保育所や幼稚園の統廃合、定員削減が全国的に行われつつある。また、育児や保育はあくまで私的なものであるとして公費の

支出を極力抑制し、保育料などを含めた公共料金の値上げの方針がうち出されている。

次に、報告書が掲げる児童扶養手当法、児童手当法は一九八五・八六年にかけてたて続けに改正されている。

児童扶養手当法は、母子家庭のための重要な所得保障を目的とするものであるが、改正では支給母子世帯の範囲を縮小（年収三〇〇万円以下に限定）し、また離婚の場合には、父（夫）の年収が七五〇万円を超えるときは支給しないなど厳しい支給条件となった。離別した父親から養育費を受けている子どもの数は厚生省の発表でも約一割強にすぎない。扶養義務があっても履行されていないのがわが国の実態である。国が子に対する父の扶養責任を重視するのであれば、養育費の履行確保制度の導入など児童福祉の視点からする抜本的な制度が検討されなければならない。

また児童手当法の改正では、所得制限のほかに、支給期間、支給額とも縮小された。即ち、支給期間は小学校入学前まで、対象児童は第二子以下。支給額は第二子に二五〇〇円、第三子に五〇〇〇円（いずれも月額）である。この改正では、親の責任の強調と所得水準が向上したという考えがその根底にある。しかし、一般家庭では教育費、住宅ローンなどの生活コストが高騰し、就学期の子どもを持つ家計は非常に圧迫されている。所得制限や支給期間、児童

数と手当額などについてさらに検討を重ねる必要がある。

三、児童の人権破壊の進行

「児童は人として尊ばれ、社会の一員として重んじられ、よい環境の中で育てられなければならない」

これは、一九五一年五月五日制定された児童憲章の第一節である。この制定を記念して五月五日は「子どもの日」と指定されている。しかし、今日児童憲章が掲げた理念が十分社会に生かされているかどうかは大きな疑問がある。

わが国では、数年前から子どもの「いじめ」「登校拒否」「自殺」といった現象が目立ち大きな社会問題となっている。

「いじめ」は単なる子ども同士の喧嘩と違って集団で継続的に行う私的制裁（リンチ）である。暴行、仲間はずれ、金品を脅し取る、言葉の暴力（例えば「バイキン」「死ね」といった類）などがそのやり口である。

自殺や登校拒否について、一九八六年九月発表した文部省の「児童生徒の問題行動実態調査」によると、自殺は過去最高である。自殺した児童・生徒は一九八五年の一年間で小一四人、中一一〇人、高校生一四四人にのぼり、また小・中の登校拒否が年々増加し、小四、四〇二人、中二九、六九四人に達している。全国の教育相談所、センター

などに持ち込まれる親からの相談は、高校生も含めると九、〇〇〇件を上回り、相談全体の四三%を占めているといわれている。

いじめは、相手に対する基本的な人権の侵害である。それは大人社会の人権意識の欠如の反映と、また高度化したわが国の産業・経済がもたらしたひずみの現れでもある。また登校拒否は、何よりも学校そのものが子どもにとって楽しい場所ではなくなっていることの証左である。

そのほか最近顕著な現象に、教師の体罰と校則による生徒への異常なしめつけがある。

文部省によれば、一九八六年度に子どもに体罰を加えて処分を受けた教師はこれも過去最高の一六七人に及ぶという。しかし、政府の統計や新聞報道で明らかにされるのはごく一部にすぎない。体罰の理由には、校則に違反した、体育祭の練習を真面目にしない、話を聞く態度が悪い、またなかには部活動の対外試合に負けた、テストの成績が平均点以下だったからというのものもある。暴行の態様は、素手で殴るだけでなく、蹴ったり、竹刀を使ったりする例が増加しているとも法務省は発表している。

教師や父母の中には「愛のムチ」とか「鍛え直し」「親代り」といった体罰肯定論があり、また「程度が軽ければ」といった考えもある。学校教育法は明確に体罰を禁止している。法と学校現場における乖離にほかならない。

「校則」では、例えばある県下では、中学校生徒に下着を白に統一させ、修学旅行の出発前、全員に下着を持参させてチェックしたことが明るみに出た。また、校則の中には頭髮について丸刈りを強制したり、靴下のワンポイント模様を許さない、授業中の手のあげ方、礼をしたときの前傾角度まで規制している例がある。校則に違反した生徒を卒業式に出席させなかったり、卒業記念アルバムからわざわざ落したりした例もマスコミでとりあげられた。

文部省では、今年四月になってようやく教師向けの手引書を作成し、生徒参加の作成指導にのり出したところである。

第二五条 選挙及び公務への参加

二五条は参政権に関する規定であるが、わが国の法制度上次の問題が存する。

一、議員定数不均衡問題（投票価値の平均）

政府報告にあるように、わが国では一入一票原則がとられ平等選挙が保障されている。ところが、人口の都市集中化のため、都市選挙区と農村選挙区の間で一票の重みに著

二、身体障害者の在宅投票制

公職選挙法四九条二項は、「身体に重度の障害があるもの」に対して在宅投票を認めている。しかし本条の適用を受ける人は約九万二千人といわれており、身体障害者約三〇〇万人の中には、なお事実上選挙権を行使できない人も多数存在するという。

三、在日外国人の選挙権・被選挙権

現在日本には約八七万人の外国人が在留している。そのうち約六八万人が韓国・朝鮮人であり、そのほとんどが日

本に定住している。周知のように、彼らの大部分は一九四五年以前に日本の植民地であった朝鮮から強制的あるいは半強制的に連行され、一九五一年の平和条約締結により、その意思を問うことなく一方的に日本国籍を剥奪された者と、その二世三世四世である。このような歴史的事実を考慮すれば、在日韓国・朝鮮人を外国人として処遇すること自体著しく正義に反するものといえよう。

ところで本条の「すべての市民」という文言を「国籍保持者」に限定されるべきではなく、各国の歴史的社会的背景を考慮して、一定の定住外国人も含めるべきであると考えられるならば、在日韓国・朝鮮人が「市民」に含まれるのは当然である。

しかるに在日韓国・朝鮮人の選挙権は、地方自治体レベルを含めて全く認められていない。現在スウェーデン、デンマーク、オランダ、スイスでは、地方自治体における選挙権を定住外国人にも認めているが、日本政府もこれらの立法例を研究し、少なくとも地方自治体レベルでは、定住外国人に選挙権・被選挙権を認めるべきではないか。

四、在日外国人の公務就任権

日本政府は、「公権力の行使又は国家意思の形成にたずさわる公務員」には日本国籍が必要だとしている。そして

右の基準に従い一部の地方公務員を除いて、原則として公務員に外国人（在日韓国・朝鮮人も含めて）を採用してない。文部省は、地方自治体が在日韓国・朝鮮人を教師として採用したことに對して採用をひかえるようにという指導を行っている。在日韓国・朝鮮人は、現在もなお社会的差別によって就職の機会が限定されている（たとえば、民間企業が採用時に在日朝鮮人であることを告知しなかったという理由で採用を取り消した、日立就職差別事件）のであるから、むしろ積極的に公務員への就労を保障していくのが、正当なはずである。「国家意思の形成」に關与する公務員とは、より限定的にとらえるべきである。国家公務員においても、地方公務員においても一般事務及び技術労働者に関しては、国籍条項をはずすべきである。

第二六条 法律の前の平等・無差別（その①）

一、定住外国人に対する社会保障

日本政府は、A規約二条二項、B規約二条一項及び本条における差別禁止事由の中に、国籍も含めて解釈している。ところが、A規約二条一項の「漸進的」な実現という文言を根拠に、社会保障における内外人平等も即時に実現

しなければならないものとは考えていないようである。具体的には以下の法制度において差別が残っている。

①生活保護法（最低限の生活保障）においては、外国人にも適用があるが、権利として認めたのではないので、保護が打ち切られても、不服申し立て権は行使しえないと解されている。

②戦傷病者戦没者遺族等援護法などの戦争犠牲者に対する保障が今日でも外国人に適用されていない（徴兵された朝鮮人は約二五万人）。政府はこの点、韓国との関係では一九六五年の請求権放棄協定を理由とするようだが、韓国政府による補償もなされていない。日本政府の責任で引き起こされ、日本のために戦わされた在日朝鮮人に対して、現在も日本人と差別し、補償を行っていないことは信じられないことである。（なお広島、長崎で被爆した朝鮮人は約七万人といわれるが、特に帰国した者には十分な援護は行われていない）③国民年金法に關しては、一九八二年に国籍要件が撤廃され、一九八六年には経過措置が規定される。しかしなお過去の国籍要件によって、一九八六年法改正の時点で六〇歳を超えている人は年金を受給することができない。さらに、同法上の障害者福祉年金に關しても、すでに障害のある人については年金を支給しないことになっている。少なくとも過去に国籍条項がなければ無抛出で受

給資格を得ることができた外国人障害者に対しては、障害者福祉年金を給付すべきである。

二、被差別者の教育

日本政府はA規約一三条中の中等教育における無償教育の漸進的導入について留保している。しかし「国民がひとしく教育を受けるよう保障している」とするならば、すでに国民の九五%近くが進学している高校については、義務教育に準ずるものとして無償化をめざすべきではないか。日本においては多くの企業が高校卒業以上を採用条件としていることから、すべての人に高校進学を保障する必要がある。（市立高校と公立高校の学費不平等も問題）さらに大学に關しては、被差別部落出身者の進学率がなお全国平均の二分の一以下であることから明らかなように、受益者負担主義 \parallel 高学費により教育の機会均等が侵害されている。

三、雇用における差別

労働基準法は、採用後の労働条件において、差別を禁止するが、採用の時点においては、営業の自由（憲法二二条）を根拠に、法的には差別を禁止してはいない。

ところで被差別部落出身者の就労形態をみれば、「日

雇・「臨時雇い」が全国平均の約三倍であり、収入が一〇〇万円未満の者は全国平均の約二倍もある。このような状況は、在日韓国・朝鮮人、アイヌ、沖縄出身者、さらには女性といったあらゆる被差別者に共通の問題である。政府はより積極的な差別是正措置を考へるべきである。

第二六条 法律の前の平等・無差別(その②)

一、二六条に関する、日本政府の報告書をみると、その末尾に、「同和問題」(部落問題)に関する記述として、次のような記述がなされている。

「また、歴史的、社会的理由により生活環境等の安定向上が阻害されている同和地区住民に関しても、生活環境の改善、産業の振興、職業の安定、教育の充実、人権擁護活動の強化、社会福祉の増進等を目的とする特別な事業措置を講ずることにより、地区住民の生活の安定、福祉の向上を図っている。」

二、これは、前回の報告書が、部落問題に関して全くふれていなかったことを比較したとき、一步前進として評価するものである。

しかしながら、政府の報告書では、部落問題の基本的性格なり現状、さらには国際人権規約に照した課題が明らかにされていない。労働者の平均収入は、全国平均の六〇％程度となつていゝる。また、教育の向上についても、高等学校の入学率で一〇ポイント、大学の入学率では半分という状況にある。さらに、結婚差別や就職差別も跡をたたく、部落の青年男女が自殺している例すら存在している。また、一九八〇年以降、「部落民を毒ガス室に入れて皆殺しにせよ」といった落書きや投書、いやがらせ電話が多発してきている。

五、一九八七年四月より「地域改訂善策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」(以下、地対財特法と略す)が五年間の時限立法として施行されているが、この法律が有効なのは、主として、これまで同和対策事業が実施されてきた部落において、残された環境改善を実施する点である。

しかし、この法律には、重大な弱点がある。その一つは、これまで事業が実施されてこなかった、およそ一、〇〇〇カ所にも達すると思われる部落の環境改善を、法律の上で除外していることである。

また、「地対財特法」一下で、教育向上や仕事保障にかかわった事業が大巾に縮小された。例えば、高校進学のための奨学金が従来給付制であったものが、貸与制に改悪された。

になつていないといわねばならない。

三、部落問題は、封建時代に確立された身分制度に歴史的な起源を持つ差別であり、政府の統計によれば、今日、日本全国に四六〇三地区があり、部落の人口は一一六万人とされている。しかしながら、これは、同和対策事業を実施するために実施された調査にもとづく統計にすぎず、実際の部落の地区数や人口は、これを上回っている。

被差別部落は、差別の結果、劣悪な立地条件の下におかれ、部落の人々は仕事や教育の面で差別され低位な状況においやられ、社会生活や結婚においても差別されてきた。

一九二二年三月に結成された全国水平社の運動は、今日、部落解放同盟の運動としてひきつがれているが、これらの運動さらには、一九六五年八月に出された内閣同和对策審議会答申、これをうけた一連の「特別措置法」にもとづく施策の実施により部落差別の実態は、一定改善されてきた。

四、しかしながら、部落問題の解決という観点から、部落差別の現状を見ると、残されている問題は多い。例えば、環境改善として、平均三〇〜四〇％の事業が残されているし、仕事保障や教育の向上については、まだまだ問題は多い。まず、仕事保障の問題については、失業者が多く、働いている人でも不安定就労者の比率が高く、部落の

さらに、「地対財特法」では、差別行為、とりわけ悪質な差別行為(例えば、雇用における差別や差別宣伝・煽動、差別身元調査など)に対する法的規制が、全く含まれていない。

この他、今日なお深刻な差別の実態が存在しているにもかかわらず、「地対財特法」が最終の特別法であると、政府が一方的に決め付けているという問題がある。

六、以上、ごく簡単に紹介した部落差別の現状なり、「地対財特法」の問題点を踏まえたとき、国際人権規約の水準をふまえた、部落問題解決に役立つ立法措置が講じられる必要がある。その際、基本となるものは、(a)差別の結果生み出されてきた劣悪な実態は、特別の積極的な施策によって改善される必要がある。(その際、環境改善はもとより、とりわけ教育の向上と仕事の保障が重要である。(b)差別意識の撤廃のために、教育・啓発が活発に実施される必要があること、(c)悪質な差別行為を廃止するため法的規制を実施すること、の三項目でなければならない。

七、今日、日本の国内においては、部落解放同盟のみならず、労働組合や民主団体、宗教者や企業者、教育関係者や学者・文化関係者、さらには地方自治体等、広範な世論として部落解放基本法制定の要求が展開されているが、この要求は、国際人権規約の具体化ともなる要求である。な

お、部落解放基本法の制定については、全世界、二二カ国三五四人からの賛同署名も寄せられている。

八、なお、部落問題解決にあたって、部落解放同盟をはじめとした民間団体の役割が決定的に重要であることは、いうまでもないことである。

ところが、政府は、政府の諮問機関である地域改善対策協議会（二〇名の定数）に、部落の代表をただの一人も入れていない。それだけでなく、この協議会でまとめた文書や、政府が出した文書によって、部落解放運動を一方的に批判するという、近代民主主義国家に最低限求められている民主的ルールにすらもとる行為を行っているという問題がある。例えば、差別行為に対する抗議とともに説得教育活動として、部落解放同盟によって実施されている糾弾闘争を、一面的に批判し、「止めるべきである」との介入を行っている。

政府によるこのような当事者を排除した、非民主的な介入は国際人権規約の精神に照しても、即刻改められなければならない。

第二七条 少数民族の保護

わが国においては「単一民族神話」がなお根深く、北海

道の先住民族であるアイヌに対しても、近年までその存在すら認めないという態度をとってきた。ウィルタをはじめとする北方少数民族については、政府報告において言及すらされていない。一方、法律では一八九九年に制定された北海道旧土人保護法という、その名称からして差別的な法律を残しているのである。

日本政府は、これらマイノリティが自己の文化を実質的に保持しようとするような措置を検討すべきである。

次に帰化した在日韓国・朝鮮人（マイノリティに定住外国人も含めるとすればすべての在日韓国・朝鮮人）については、第一に帰化後の氏名の問題が重要である。法務省は、帰化の際「日本式氏名」に変更することを要求している。近年帰化後、もとの「氏名」（民族名）に変更することを裁判所が認めるケースがみられるが、「氏名」は「民族としての誇り」であり、自己の民族の氏名の放棄を強要するのは明らかにB規約二七条違反である。

第二に、朝鮮人学校については学校教育法一条の正規の学校とは認められず、同八三条の各種学校とされている。その結果、朝鮮人学校で九年間教育を受けた者も、国立大学の入学資格を与えられていない。近年外国の学校で初等中等教育を受けた日本人子弟に、特別枠で入学を認める大学が増えている中で、朝鮮人学校に対してはなにゆえ大

の門を開きしているのであろうか。

別添一 「わが国の人権擁護機関の仕組み

と活動」の問題点

一、日本政府の報告書の別添一の問題点について次に述べよう。まず、法務省人権擁護局の問題点であるが、以下に指摘するような問題がある。一つは、人数が限られているという点である。現在、日本には、全国に五〇の地方方法務局が存在しているが、この中で、人権問題を専門的に担当する議員は、法務省人権擁護局も含めて二〇〇名程度にすぎない。

第二の問題点は、法務省人権擁護関係職員の質的な問題である。彼らは、人権問題を専門的に学習し訓練された職員でない。法務省の職員として採用され、登記などの仕事をしていて、人事移動で人権擁護関係の職場に配置されるという問題があり、その結果、人権問題に適切に対応できないという問題がある。

なお、法務省人権擁護局の幹部職員、例えば人権擁護局長は判事が、総務課長や調査課長は、検事が派遣されているが、そもそも人権侵害は、判事や検事等によってもなされるのが少なくないという現状を直視したとき、政府や

検察庁、さらには裁判所等から一定独立した機関として、人権擁護のための機関が設置されなければならないという問題がある。これが第三の問題点である。

第四の問題点としては、人権擁護関係職員の権限に関する問題であるが、これらの職員は、任意調査しかできず、人権侵害が明らかにならなかった場合でも、説示・勧告といった注意処分しかできないという問題がある。このため、悪質な人権侵犯事件に対しては、全く有効な対応がなされていないという問題がある。

二、次に、人権擁護委員制度の問題点についてふれよう。人権擁護委員は、民間人の中から選出され全国で今日、一万一、五〇〇名配置されているが、人権擁護委員の問題の第一は、質の問題である。人権擁護委員は、民間人の中から、人権問題について見識ある人を選ぶことになっているが実際は、名誉職化しており、必ずしも人権問題について見識ある人が選ばれているとは限らないという問題がある。

第二の問題点としては、人権擁護委員の大半が六〇歳以上の男性にかたよっており、女性が圧倒的に少ない、若年、中年層が少ない、被差別者、とりわけ定住外国人である在日韓国・朝鮮人が選ばれていない、という問題がある。

第三の問題点としては、人権擁護委員の活動は、ポラン

ティアであり、経済的な裏付けがなされておらず、十分な活動ができないという問題がある。

また、第四の問題点としては、人権擁護関係職員の問題点としてふれたように、人権擁護委員も、全く強制権限を持っていないという問題がある。

三、このように、法務省人権擁護局や人権擁護委員は、多くの弱点を持っている。その結果、一九七八年の政府による人権擁護に関する世論調査によっても、人権擁護委員制度があることを知っているのは、全国民の四〇〇程度であり、自己の居住する市町村で誰が人権擁護委員であるかを知っている人は二〇〇しかない。また、一九八三年九月、総理府による人権擁護に関する世論調査結果を見ると、「自分が人権を侵害されたとき、誰と相談するか」との問いに対して、人権擁護委員に相談すると答えた人は二〇しかいないという現状がある。

四、このような、人権擁護局なり、人権擁護委員の問題点を直視したとき、国際的な取り組みにも学び、早急に抜本的な改善がなされなければならない。

なお、日本では、部落解放同盟や労働組合、宗教者や企業者が中心になって、世界人権宣言の精神の具体化を実現するための国民運動が、全国レベルはもとより地方レベルでも組織され、講演会や映画会の開催など地道な活動が展

開されている。また、地方自治体段階では、多くの市民団体が網羅された人権草の根運動が展開されているが、日本政府の報告書では、これら民間レベルの地道な取り組みが欠落していることを付記しておきたい。

一九八八年六月

なお、日本政府の報告書（市民的及び政治的権利に関する国際規約第四〇条に基づく第二回報告）は、次号に全文掲載いたします。

編集部